

特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール

	R5 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月
医療機関	医師労働時間短縮計画（案）作成						県指定後、36協定締結			
	県へ指定申請 (最終受付R5.12月22日(金))									
医療機関 勤務環境 評価センター	評価センター受審									
	審査・評価（処理期間最短4か月） →医療機関・県に評価結果通知									
県	申請 受付 開始	審査（処理期間2～3か月）→指定結果を県ホームページ 等で公表								
医療審議会、保健 医療対策協議会 への意見聴取							指定の妥当性について議論 ※保健医療対策協議会はC-1水準のみ			

新制度開始

- ※R6.4.1～を指定有効期間として、R5年度に県の指定を受ける場合のスケジュールです。
- ※C-1水準審査については、保健医療対策協議会への意見聴取を行うため、県への受付締切を前倒しする可能性があります。
- ※R5年度内の確実な審査完了のため、早期申請に御協力をお願いいたします。